

「学術研究用BOOKデータ集10yrs」の使用許諾に関する覚書

日外アソシエーツ株式会社（以下「甲」という）と _____（以下「乙」という）は、甲が所有する学術研究用BOOKデータ集10yrsに関して、以下の通りの覚書（以下「本覚書」という）を結ぶこととする。

第1条（データの内容）

「BOOKデータ」（以下「本データ」という）とは、甲によって販売されている「学術研究用BOOKデータ集10yrs」（_____年版）に含まれるBOOKデータのことである。

第2条（使用許諾）

甲は乙に対して本データを学術研究用に使用することを許諾する。

第3条（権利の帰属）

本データに関する著作権法上の権利は株式会社トーハン、日本出版販売株式会社、日外アソシエーツ株式会社、株式会社紀伊國屋書店に帰属する。

第4条（使用許諾の範囲）

1. 乙は、使用を許諾された本データを研究目的のみに使用できるものとする。
2. 乙は、甲の書面による許可がない限り、本データ及びそれを複製したもの又はそれを復元することができるデータを第三者に対して、売買、貸与、刊行、配布してはならない。

第5条（提供方法）

甲は、本覚書の締結により、本データをCD-ROMまたはDVDに格納して乙に提供する。

第6条（利用者の範囲）

本データの利用者の範囲は、乙個人又は乙の属する組織若しくは研究室に限定されるものとする。

第7条（知見の発表）

1. 乙は、本覚書に違反しない範囲において、本データを使用して得られた知見に関する研究発表又は成果の公表を行なうことができる。
2. 発表論文には、「学術研究用BOOKデータ集10yrs」を使用したことを明記するものとする。また、提出学会、発表年月日とともに論文の別刷りまたはコピーを1部甲に提出するものとする。
3. 研究成果の公表には、第4条に違反しない範囲において、本データを利用して得られたデータ又は処理プログラムの公開を含むものとする。成果には「学術研究用BOOKデータ集10yrs」による成果であることを明記し、乙は成果の公開と同時にその内容を書面により甲に報告するものとする。

第8条（覚書の有効期間）

本覚書の有効期限は覚書締結日より1年間とする。期間満了日の1カ月前までに、甲、乙いずれかの書面による契約終了の申し出がないときは、本覚書は自動的に1カ年延長され、以降も同様とする。なお、乙の属する組織又は乙の所属に変更が生じた場合は、遅滞なくこれを甲に報告し、必要があれば覚書の取り交わしを改めて行なうこととする。

第9条(契約の解除)

乙が第4条の使用許諾の範囲を超えて本データを使用した場合、甲は本覚書を解除することができるものとする。

第10条(使用終了後の措置等)

本データを収録した CD-ROM 又は DVD-ROM 及び付帯資料を甲に返還する とともに、それらを複製したものを再利用ができないよう消去又は破棄した旨を記した文書を甲に提出するものとする。

2. 前項により利用を中止した場合も、甲は別紙で定めた利用料を支払わなければならない、支払い済みの利用料は返金しない。

第11条(損害賠償)

甲及び乙は、本覚書に違反したことにより相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

第12条(秘密保持)

甲及び乙は、本覚書の締結中はもちろん、終了後も相手方の承諾無しに本覚書の内容を第三者に一切漏洩してはならない。

第13条(管轄裁判所)

本覚書に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

第14条(定めなき事項)

本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙は誠意をもって協議し、問題を解決するものとする。

以上、本覚書の成立の証として本書を2通作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保管する。

年 月 日

(甲) 東京都品川区南大井6-16-16
鈴中ビル大森アネックス
日外アソシエーツ株式会社

代表取締役社長 山下 浩

(乙) 住所

機関
部署
職名

氏名 _____ 印